

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年8月12日 16時19分ごろ
発生場所	東京都大田区羽田空港東岸付近 大井信号所から真方位163° 2,680m付近 (概位 北緯35° 33.5′ 東経139° 47.7′)
事故の概要	プレジャーボートASSOCIATEは、漂流中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年8月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ASSOCIATE、4.8トン
船舶番号、船舶所有者等	235-45370東京、株式会社藤代繁造船所
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊 同乗者A、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼、プロペラ軸、軸ブラケット及び舵に曲損、船底キール板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.2m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aほか知人5人を乗せ、羽田空港東方沖で釣りをしながら漂流中、同乗者Aが海底に引っ掛かった釣り糸を外そうとして機関を微速力後進としたところ、同空港東岸の砂浜から接続する岩場に乗り揚げた。</p> <p>本船は、離礁できなかつたので、船長等が船固めをした後、乗船者全員が海上保安庁の巡視艇に救助された。</p> <p>船長は、本事故当時、同乗者Aに操船を任せて釣りをしていた。</p> <p>同乗者Aは、他の同乗者の誘導の合図のみを聞いて操船していたので、羽田空港東岸の岩場に接近していることに気付かなかつた。</p>
分析	本船は、羽田空港東方沖で漂流中、操船していた同乗者Aが見張りを適切に行っていなかつたことから、羽田空港東岸の岩場に接近していることに気付かず、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、操船していた同乗者Aが見張りを適切に行っていなかつたため、羽田空港東岸の岩場に接近していることに気付かず、本船が同岩場に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 岩場等の障害物がある海域では、障害物に近づかないこと。